



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 4 月 13 日 (木 曜 日) 第 398 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

|  |   |
|--|---|
| <b>告 示</b>   | 頁 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1   |   |
| ○救急病院の認定 (2件) …………… (医療政策課) 1  |   |
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 1   |   |
| ○保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 2   |   |
| ○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明<br>について…………… ( “ ) 2                                      |   |
| ○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 3   |   |
| ○道路の供用の開始 (3件) …………… ( “ ) 3   |   |
| ○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 4  |   |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (2件) ( “ ) 4  |   |
| ○建築主事事務処理規程の一部を改正する告示… ( “ ) 4   |   |
| <b>公 告</b>   |   |
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市<br>町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 5                             |   |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市<br>町村の意見…………… (商工政策課) 5                                   |   |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5  |   |
| ○土地改良区の定款変更の認可…………… ( “ ) 5  |   |
| ○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 6   |   |
| ○するめいか、くろまぐろ (小型魚) 及びくろま<br>ぐろ (大型魚) に関する令和5管理年度におけ<br>る知事管理漁獲可能量…………… (漁業管理課) 6 |   |
| ○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 6   |   |
| ○公共測量の終了の通知 (12件) …………… ( “ ) 6  |   |
| ○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 8  |   |
| <b>人事委員会告示</b>   |   |
| ○口頭により開示請求をすることができる保有個<br>人情報の廃止…………… 8  |   |
| <b>労働委員会告示</b>   |   |
| ○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、<br>閥歴等の公示…………… 8  |   |
| <b>県議会公告</b>   |   |
| ○公文書開示等の状況…………… 8  |   |

## 告 示

### 宮崎県告示第 283号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称             | 所 在 地                     | 指定年月日    |
|-----------------|---------------------------|----------|
| エンジェル訪問看護ステーション | 都城南鷹尾町20-24<br>南鷹尾店舗ビル1 F | 令和5年4月1日 |

### 宮崎県告示第 284号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

| 名 称          | 所 在 地                 |
|--------------|-----------------------|
| 高千穂町国民健康保険病院 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井 435番地 1 |

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

### 宮崎県告示第 285号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

| 名 称          | 所 在 地                 |
|--------------|-----------------------|
| 五ヶ瀬町国民健康保険病院 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地 1 |

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

### 宮崎県告示第 286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事業所番号      | 指定障害福祉サービス事業所 |                  | 指定障害福祉サービス事業者 |                  | 廃止年月日     | サービスの種類          |
|------------|---------------|------------------|---------------|------------------|-----------|------------------|
|            | 名称            | 所在地              | 名称            | 主たる事務所の所在地       |           |                  |
| 4511700140 | ヘルパーステーション光陽  | 北諸県郡三股町五本松11番地15 | 合同会社光陽        | 北諸県郡三股町五本松11番地15 | 令和5年4月30日 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護 |

**宮崎県告示第 287号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字石原 136-36 から 136-43まで、136-69、字本村 137-23から 137-25まで、137-29
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 288号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字本ツツラ5944
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 289号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字財木 1320-82、1320-83
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 290号**

保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第328号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - (1) 都城市役所
    - 岩満吉次、江夏芳太郎、新盛裕市、竹山雄二、俵迫市次郎、高橋正吉
  - (2) 延岡市役所
    - 戸高一郎、戸高喜右衛門、戸高勝己、戸高清次、高木勝、柴田盛芳、小野義次郎、小野弘、小野重信、渡部定海、片岡武、矢野輝正、矢野盛幸、戸高幸夫、戸高鐵次
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年農林水産省告示第 328号によること。

## 宮崎県告示第 291号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名        | 区 間   | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|------------|---|----------|---------------------|---------------|
| 105      | 県道         | 馬渡大<br>川原線 | 都城市高野<br>町3834番1<br>地先から同<br>市同町1426<br>番地先まで | 旧        | 8.9～<br>45.9        | 99.4          |
|          |            |            |   | 新        | 10.7～<br>66.9       | 99.4          |

## 宮崎県告示第 292号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名        | 区 間   | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|------------|---|----------|---------------------|---------------|
| 432      | 県道         | 元狩倉<br>日南線 | 日南市大字<br>吉野方字上<br>北平6573番<br>5から同市<br>同大字同字<br>6631番1ま<br>で | 旧        | 9.9～<br>68.7        | 322.9         |
|          |            |            |   | 新        | 9.9～<br>68.7        | 322.9         |

## 宮崎県告示第 293号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間                                | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|-----------|------------------------------------|----------|---------------------|---------------|
| 438      | 県道         | 北方南<br>郷線 | 日南市南郷<br>町瀧上字中<br>之尾8099番<br>4地先から | 旧        | 6.8～<br>38.0        | 277.5         |
|          |            |           |                                    | 新        | 11.3～               | 256.1         |

|  |  |  |                                  |      |  |
|--|--|--|----------------------------------|------|--|
|  |  |  | 同市同町瀧<br>上字ケケ谷<br>8124番1地<br>先まで | 46.6 |  |
|--|--|--|----------------------------------|------|--|

## 宮崎県告示第 294号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間   | 供用開始の期日   |
|----------|------------|-----------|---|-----------|
| 42       | 県道         | 都城野<br>尻線 | 都城市高崎<br>町笛水字前<br>畑1476番4<br>地先から同<br>市同町笛水<br>同字1507番<br>8地先まで | 令和5年4月13日 |

## 宮崎県告示第 295号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名        | 区 間   | 供用開始の期日   |
|----------|------------|------------|---|-----------|
| 105      | 県道         | 馬渡大<br>川原線 | 都城市高野<br>町3834番1<br>地先から同<br>市同町1426<br>番地先まで | 令和5年4月13日 |

## 宮崎県告示第 296号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間  | 供用開始の期日   |
|----------|------------|-----------|--|-----------|
| 405      | 県道         | 西麓小<br>林線 | 小林市細野<br>字池ノ原19<br>48番1地先<br>から同市細<br>野字小堀15<br>26番2地先<br>まで | 令和5年4月13日 |

**宮崎県告示第 297号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 委託した<br>収納事務   | 委 託 先              | 委 託 期 間                |
|--|--------------------|------------------------|
| 宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所及び高鍋土木事務所管内の県営住宅に係る住宅使用料及 | 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| び駐車場使<br>用料 |  |  |
|-------------|--|--|

**宮崎県告示第 298号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 指定<br>番号           | 申請者<br>氏 名                        | 位 置   | 道路の概要<br>(メートル)   |        | 指 定<br>年月日        |
|--------------------|-----------------------------------|---|-------------------|--------|-------------------|
|                    |                                   |   | 幅員                | 延長     |                   |
| (日南)<br>2022-<br>3 | 合同会社<br>かとう宅<br>建事務所<br>代表加藤<br>徹 | 日南市大字星倉字<br>渡瀬4625番7、46<br>25番2の一部、46<br>14番6、4625番2<br>地先里道の一部、<br>4625番7地先水路<br>の一部 | 4.00<br>、<br>6.00 | 119.44 | 令和5<br>年3月<br>27日 |

**宮崎県告示第 299号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 指定<br>番号           | 申請者<br>氏 名 | 位 置   | 道路の概要<br>(メートル)                |                    | 指 定<br>年月日        |
|--------------------|------------|---|--------------------------------|--------------------|-------------------|
|                    |            |   | 幅員                             | 延長                 |                   |
| (小林)<br>2022-<br>4 | 飯田和浩       | 小林市堤字内侍塚<br>3423番2、3423番<br>5、3423番10、34<br>25番13 | 6.17<br>～<br>6.22<br>、<br>6.20 | 50.98<br><br>27.13 | 令和5<br>年3月<br>30日 |

建築主事務処理規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**宮崎県告示第 300号**

**建築主事務処理規程の一部を改正する告示**

建築主事務処理規程（昭和59年宮崎県告示第 324号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前         |                               | 改正後         |   |
|-------------|-------------------------------|-------------|---|
| 別表（第2条関係）   |                               | 別表（第2条関係）   |   |
| 建 築 主 事     | 所 管 区 域                       | 建 築 主 事     | 所 管 区 域   |
| [略]         |                               | [略]         |   |
| 宮崎県県央地区建築主事 | 西都市 東諸県郡 児湯郡 東<br>臼杵郡椎葉村大字大河内 | 宮崎県県央地区建築主事 | 西都市 東諸県郡 児湯郡 東<br>臼杵郡椎葉村大字大河内のうち<br>下大河内、野々首、矢立、大藪<br>、大桑の木、平、丸野及び城 |

[略]

宮崎県北地区建築主事 東臼杵郡（椎葉村大字大河内を除く。） 西臼杵郡

[略]

宮崎県北地区建築主事 東臼杵郡（西都土木事務所の所管区域を除く。） 西臼杵郡

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス城ヶ崎店  
宮崎市城ヶ崎4丁目5番2
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
令和4年12月1日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和5年4月13日から令和5年5月15日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス桜園店  
延岡市桜園町 133番1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
令和5年1月16日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和5年4月13日から令和5年5月15日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
宮崎ナナイロ  
宮崎市橋通西3丁目10番32号 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和5年2月7日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和5年4月13日から令和5年5月15日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所            |
|----|------|---------------|
| 理事 | 児玉英幸 | 西都市大字加勢2035番地 |

(任期：令和8年6月29日まで)

## 2 退任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所            |
|----|------|---------------|
| 理事 | 児玉修一 | 西都市大字加勢2041番地 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）から令和5年3月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 地区名 | 市町村名 | 事業名       | 完了年月日     |
|-----|------|-----------|-----------|
| 長尾下 | 都城市  | 畑地帯総合整備事業 | 令和4年3月28日 |

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第16条第1項の規定により、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和5年4月1日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分     | 数量   |
|------------|------|
| 宮崎県するめいか漁業 | 現行水準 |

第2 くろまぐろ（小型魚）

| 知事管理区分                        | 数量     |
|-------------------------------|--------|
| 宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業             | 11.7トン |
| 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）   | 0.8トン  |
| 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）   | 0.6トン  |
| 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで） | 0.9トン  |
| 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）   | 1.1トン  |

第3 くろまぐろ（大型魚）

| 知事管理区分                       | 数量    |
|------------------------------|-------|
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）  | 9.2トン |
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで） | 4.7トン |
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）  | 0.8トン |
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで） | 0.5トン |

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業地域  
宮崎県延岡市
- 3 作業期間  
令和5年2月2日から令和5年11月30日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂
- 3 作業終了日  
令和5年3月17日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（水準測量、空中写真測量）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市高崎町
- 3 作業終了日  
令和5年3月10日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとお

り公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域  
宮崎県都城市梅北町
- 3 作業終了日  
令和 5 年 3 月 8 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域  
宮崎県都城市梅北町
- 3 作業終了日  
令和 5 年 3 月 9 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域  
宮崎県都城市梅北町
- 3 作業終了日  
令和 5 年 3 月 24 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、日向市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (デジタルカラー撮影、地図情報レベル 1000)
- 2 作業地域  
宮崎県日向市全域
- 3 作業終了日  
令和 5 年 3 月 8 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、えびの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (写真測量による数値地形図作成)
- 2 作業地域

宮崎県えびの市大字大河平

- 3 作業終了日  
令和 5 年 3 月 10 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、えびの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (写真測量による数値地形図作成)
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大字浦
- 3 作業終了日  
令和 5 年 3 月 10 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (境界測量)
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大字末永
- 3 作業終了日  
令和 5 年 3 月 27 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、高鍋町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域  
宮崎県児湯郡高鍋町
- 3 作業終了日  
令和 5 年 2 月 28 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、川南町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (空中写真撮影)
- 2 作業地域  
川南町 (全域)
- 3 作業終了日  
令和 5 年 2 月 28 日

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共

測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折
- 3 作業終了日  
令和5年3月20日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年4月13日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                      | 開発許可を受けた者の住所及び名称        |
| 西都市聖陵町 2 丁目 1 番地、27番地外17筆、1005番の公衆用道路の一部、1007番の公衆用道路の一部 | 西都市聖陵町 2 丁目 1 番地<br>西都市 |

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第 1 号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和4年宮崎県人事委員会告示第2号）は、廃止する。

令和5年4月13日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

令和5年4月13日

宮崎県労働委員会会長 山崎 真一郎

あっせん員候補者名簿

（令和5年4月5日現在）

| 氏 名    | 現職（又は前職）                             |
|--------|--------------------------------------|
| 山崎 真一郎 | 労働委員会公益委員<br>弁護士                     |
| 江藤 修 一 | 労働委員会公益委員<br>（宮崎県労働委員会事務局長）          |
| 金丸 憲 史 | 労働委員会公益委員<br>特定社会保険労務士               |
| 山口 弥 生 | 労働委員会公益委員<br>弁護士                     |
| 八重尾 龍  | 労働委員会公益委員<br>弁護士                     |
| 中川 育 江 | 労働委員会労働者委員<br>日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長    |
| 吉岡 英 明 | 労働委員会労働者委員<br>全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長 |
| 西村 仁   | 労働委員会労働者委員<br>宮崎県平和・人権・環境労働組合協議 議長   |
| 武井 大 幸 | 労働委員会労働者委員<br>全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長     |

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 今村 彰 博  | 労働委員会労働者委員<br>宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長  |
| 工藤 久 昭  | 労働委員会使用者委員<br>宮崎経済同友会 顧問           |
| 見戸 康 人  | 労働委員会使用者委員<br>宮崎中央農業協同組合 員外監事      |
| 河野 洋 一  | 労働委員会使用者委員<br>宮崎県経営者協会 専務理事        |
| 関本 泰 三  | 労働委員会使用者委員<br>株式会社宮崎信販 代表取締役社長     |
| 税田 倫 子  | 労働委員会使用者委員<br>株式会社グローバル・クリーン 専務取締役 |
| 日高 正 勝  | 労働委員会事務局長                          |
| 松下 直 樹  | 労働委員会事務局調整審査課長                     |
| 西久保 泰 子 | 労働委員会事務局調整審査課課長補佐                  |

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、令和4年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和5年4月13日

宮崎県議会議長 中野 一 則

1 公文書の開示請求の処理状況

| 請求書<br>受付<br>件 数 | 決 定 等 の 内 訳 |          |         |         |    |     | 合 計 |
|------------------|-------------|----------|---------|---------|----|-----|-----|
|                  | 開示          | 部分<br>開示 | 不開<br>示 | 不存<br>在 | 却下 | 取下げ |     |
| 0                | 0           | 0        | 0       | 0       | 0  | 0   | 0   |

（注1） 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。



(注2) 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実施機関の相違によるものを含む。

2 審査請求の件数  
0件

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|